

飛騨高山DX推進官民連携プラットフォーム規約

(目的)

第1条 地域のDX推進に関わる多様な主体同士が活発に意見や情報を交換できる環境を整備することで、地域でのDX推進に向けた取組の発展・拡大や新たな取組の創出を目的とする。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) デジタル技術に関する人材の育成及び確保に資する活動
- (2) デジタル技術を活用した生産性向上及び競争力強化に資する活動
- (3) デジタル技術を活用した地域課題の解決及びまちの魅力向上に資する活動
- (4) 各分科会における個別課題解消に向けた取組

(構成)

第3条 プラットフォームは、第1条の目的に賛同した企業、団体及び個人事業主でプラットフォームへの登録を完了した者（以下「会員」という。）及び市で構成する。

(分科会)

第4条 活動の必要に応じて、プラットフォームに会員の一部により組織された分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、会員、事務局及び市の関係課で構成する。
- 3 会員は、分科会の設置を提案できる。
- 4 分科会の設置について、事務局は助言を行うことができる。
- 5 分科会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(会員登録等)

第5条 プラットフォームへの加入を希望する者は、所定の登録フォームに必要事項を記載した上で事務局に提出することでプラットフォームに登録する。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、登録を承認しない。

- (1) 登録の届出にあたり、虚偽の内容があった場合
- (2) 登録しようとする者が暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者である場合

(退会)

第6条 会員は、プラットフォームの退会を希望する場合、事務局に届け出なければならない。

- 2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - (1) 本規約に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき。
 - (2) 会員が解散又は営業を停止したとき。
 - (3) 暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係があることが判明したとき。
 - (4) その他プラットフォームの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき。

(会費)

第7条 会員の年会費及び登録料は、無料とする。ただし、会員以外から参加を希望する団体等を募り実施する催事、講習、講座等について、実施に係る実費相当額を参加者から徴収することは妨げない。

(秘密保持)

第8条 会員は、プラットフォームの活動（分科会を含む。以下同じ。）を通して知り得た他の会員の技術的な情報、秘密等を許可なく第三者に開示又は漏洩してはならない。プラットフォームを退会し、又はプラットフォームの活動を行わなくなった後も同様とする。

(事務局)

第9条 プラットフォームに、事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局の事務は、高山市総務部行政経営課において処理する。

(規約の変更)

第10条 事務局は、プラットフォームの運営上必要が生じ規約を変更した場合は、ホームページへの掲載等の方法により、会員に対して変更内容を周知する。

附 則

この規約は、令和6年10月1日から施行する。